

## 熊本県八代市の近代和風民家、清松家住宅に関する研究

江里口 はるか<sup>1</sup> 森山 学<sup>2,\*</sup>A Study on the Kiyomatsu Residence, a Modern Japanese-Style House  
in Yatsushiro-City, Kumamoto PrefectureHaruka Eriguchi<sup>1</sup>, Manabu Moriyama<sup>2,\*</sup>

The purpose of this paper is to clarify the architectural characteristics of the Kiyomatsu Residence which is one of the modern Japanese-style private houses in Yatsushiro-city, Kumamoto prefecture.

Agency for Cultural Affairs leads the investigation of modern Japanese-style buildings in the all over Japan. However, Kumamoto prefecture has not yet investigated it. At first, we extracted modern Japanese-style private houses in Yatsushiro-city from the result of previous investigations etc. As a result, we extracted 48 houses.

Then, we carried out a measured survey and a hearing survey for the Kiyomatsu Residence, and made the present drawing and the restored drawing. It was built in 1878. The plan is a 'tsunoya' type. In about 1971, it was renovated, and a middle corridor was inserted in it.

キーワード：近代和風民家、八代市、角屋、中廊下

**Keywords** : modern Japanese-style house, Yatsushiro-city, 'tsunoya', middle corridor

## 1. はじめに

近代和風建築総合調査とは、近代和風建築が各地にどの程度残っているかを調査し、今後の保存活用のためにそれらを記録することを目的としている。文化庁主導で平成4年度から全国自治体ごとに実施している。九州では熊本県以外の自治体で既に調査、報告書作成まで終了している<sup>(1)</sup>、<sup>(2)</sup>、<sup>(3)</sup>。

熊本県では、平成27年9月より、県内各市町村に残る近代和風建築の調査が開始された。しかし、平成28年4月に発生した熊本地震により調査が中止され、現在も再開していない状況である。なお本論が主題としている民家については、近世以前のものを対象にした民家緊急調査が、昭和45年(1970)に実施され、「熊本県民家調査緊急調査概報」で報告されている<sup>(4)</sup>。

そもそも江戸末期から昭和初期にかけては、木造建築の伝統的技法が最盛期を迎えた時期であり、和風意匠を取り入れた建築が数多く建設された。そういった建築物も築後約50年から150年が経過しており老朽化が進んでいる。し

かし、建物に対するメンテナンスがなされないまま解体されてしまっているのが現状である。こうした問題認識を背景として、近代和風建築総合調査が求められるようになった<sup>(1)</sup>。

こうした近代和風建築の中でも、大きな割合を占めているのが近世民家を継承した近代民家である。これら近代和風住宅については、ごく少数の著名な住宅の調査のみが行われてきた経緯があり、今後は庶民の暮らしを伝える一般住宅(民家)の調査が必要だと言われている<sup>(5)</sup>。

そこで本研究では、まず八代地域の近代和風民家の一覧を作成し、うち一事例の詳細調査を実施し、その建築的特徴を明らかにすることを目的とする。研究対象は、調査依頼を受けた八代市高下東町の清松家住宅である。

「近代和風建築」は、一般的に近代に建設された日本の伝統的な建築技法を用いた建築物と定義されている。この総合調査にあたっては、福岡県では幕末から高度成長期まで<sup>(3)</sup>、鹿児島県では明治元年から昭和20年まで<sup>(2)</sup>と、自治体ごとに調査年代が異なっている。

本研究では「近代和風民家」を前述の定義にならいつつ、対象を民家に絞ったものを指すこととする。年代は、江戸時代末期から昭和戦前期までとする。

八代市での近代和風民家に関する研究としては、熊本県内の民家調査を行っている原田聡明の一連の研究のうち、八代地方のくど造り<sup>(6)</sup>、<sup>(7)</sup>、直屋<sup>(8)</sup>に関する研究、橋本真吾氏らの事例研究<sup>(9)</sup>、筆者による事例研究<sup>(10)</sup>があげられる。また北野隆による資料集<sup>(11)</sup>は、八代地方を含む県内

<sup>1</sup> JR 西日本不動産開発株式会社  
〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号  
JR WEST REAL ESTATE & DEVELOPMENT COMPANY,  
2-2-7 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, Japan 530-0005

<sup>2</sup> 生産システム工学系  
〒866-8501 熊本県八代市平山新町2627  
Faculty of Production Systems Engineering,  
2627 Hirayama-Shinmachi, Yatsushiro-shi, Kumamoto, Japan  
866-8501

\* Corresponding author:  
E-mail address: m-moriya@kumamoto-nct.ac.jp (M. Moriyama).

表1 八代地域の近代和風民家の一覧

No.	名称	建築年代	所在地	文献
1	左座家住宅	大正6(1917)頃	泉町椎原	11,14,15
2	緒方家住宅	明治10(1877)	泉町椎原	11,13,14,15
3	左座家住宅	明治5(1872)	泉町仁田尾	11
4	黒木家住宅	文政5(1822)頃	泉町樅木本村	11
5	米家住宅	不明	植柳元町	1次調査,15
6	平野家住宅	天保8(1837)	岡町小路	4,11,12,13
7	久保田家住宅	不明	坂本町田上	9,15
8	光武家住宅	19C末	東町	4,11
9	赤星家住宅	不明	鏡町宝出	14
10	田川家住宅	天保5(1834)頃	岡町谷川	6,7
11	元島家住宅	明治8(1875)以前	岡町谷川	6,7
12	白石家住宅	天保7(1836)以前	岡町谷川	6,7
13	守田家住宅	明治前後	川田町西	6,7
14	寺本家住宅	明治17(1884)頃	妙見町	1次調査,6
15	松見家住宅	江戸末期	千丁町	6
16	緒方家住宅	不明	氷川町宮原	6
17	江崎家住宅	江戸末期移築	氷川町宮原	6
18	古閑家住宅	江戸末期	氷川町	6
19	伊藤旭夫家住宅	嘉永5(1852)頃	氷川町(解体)	6,10,11,13
20	伊藤カヤ子家住宅	天保9(1838)頃	氷川町(解体)	6,10,11,13
21	村崎家住宅	明治9(1876)	大島町	1次調査
22	米田家住宅	明治後半	沖町	1次調査
23	清松家住宅	明治11(1878)	高下東町	本調査
24	高山家住宅	19C末	氷川町宮原	4,11
25	石田家住宅	19C末	氷川町宮原	4,11
26	上田家住宅	不明	泉町久連子	11
27	吉田家住宅	大正元(1912)頃	泉町久連子	11
28	嶽本家住宅	明治5(1872)	泉町久連子	11
29	加藤家住宅	不明	泉町樅木本村	11
30	高木家住宅	明治5(1872)	泉町樅木八生	11
31	藤村家住宅	明治15(1882)以前	泉町仁田尾小原	11
32	小崎家住宅	明治25(1892)以前	泉町仁田尾	11
33	堅山家住宅	嘉永5(1852)頃	泉町仁田尾	11
34	西田家住宅	不明	泉町椎原	11
35	佐久本家住宅	不明	泉町久連子	11
36	石本家住宅	不明	泉町樅木本村	11
37	松田家住宅	明治13(1880)	泉町葉木折付	11
38	松本家住宅	明治19(1886)頃	泉町葉木折付	11
39	篠原家住宅	明治5(1872)以前	泉町仁田尾	11
40	石坂家住宅	明治24(1891)移築	坂本町	8
41	本田家住宅	明治年間	坂本町	8
42	松永家住宅	明治~大正年間	坂本町	8
43	橋本家住宅	大正14(1925)移築	坂本町	8
44	久木田家住宅	明治44(1911)頃	坂本町	8
45	坂田家住宅	天保13(1842)	坂本町	8
46	満田家住宅	明治18(1885)	氷川町(解体)	10
47	両カギノイェ	不明	妙見町	16
48	上野家住宅・職屋	不明	平山新町	15

の民家の間取り図を多く掲載している。

## 2. 八代地域の近代和風民家の一覧

熊本県の民家に関するこれまでの先行する調査研究をもとに、八代地域の近代和風民家の一覧を作成した(表1)。近代和風住宅は、庶民の暮らしを伝える一般住宅を含めて調査する場合には大量にあると考えられ、今回は町家を除く民家に対象を限った。

文献調査に加え、本研究室に調査依頼を受けた民家も一覧に加えた。これらについては外観のみの一次調査を実施している(図1~4)。

前述の通り、対象となる住宅数は大量であると考えられ、今回抽出したものはそのごく一部と言えよう。さらに住宅は個人所有のものでもあるため、本格的な悉皆調査には、丹念なフィールドワークや市政協力員などの協力、多くの時間が必要と言えよう。

## 3. 清松家住宅の調査方法

清松家住宅の調査にあたっては、実測調査、ヒアリング調査並びに文献調査を行った。

現地調査は表2の通りに実施した。ヒアリングは清松家住宅の所有者に対して行った。

調査結果に基づき実測図面を作成し、さらに復原平面図を作成した。復原平面図を対象に、実測結果の値からモジュールを検討し、これらから民家としての特性を考察した。



図1 米家住宅 (No.5)



図2 寺本家住宅 (No.14)



図3 村崎家住宅 (No.21)



図4 米田家住宅 (No.22)

(以上、平成30年6月21日撮影)

表2 現地調査日

一次調査	平成30年6月21日
実測調査	平成30年7月11日、9月11日、9月13日、 11月14日、11月15日、11月21日、 平成31年1月30日
ヒアリング調査	平成30年7月11日、11月21日、 平成31年1月30日

## 4. 清松家住宅の概要

### 4.1 来歴

清松家住宅は、明治11年(1878)に建設されたことが棟札から分かっている。ただしその棟札が保管されている天井裏への点検口がなく、今回の調査では棟札を確認していない。

ヒアリングによれば、明治20年(1887)に鹿児島県の黒之浜出身であった池田家が購入したようであり、購入年代は登記簿に基づくと言う。また建設当初は十條製紙の方が住んでいたということだが、当時はまだ八代工場の創業前であり、詳細は不明である。

池田家は小作人を雇う地主であり、昭和4年(1929)の「熊本之事業・人物」に収録された「熊本県の大地主調査」

(「肥後讀史總覽」所収)によると、300俵の高額所得者であったとされる<sup>(17)</sup>。

一方、池田家は家業として製菓業を営んでいた。現在も当時の菓箱を保管している。ただしこの敷地内では製菓を行っていなかったようである。

池田家の庭園を撮影した写真が絵葉書にされており、それらが現在も残されている(図5~7)。宛名面には「池田製菓印刷所」で印刷したと記されている。また住所が「八代郡高田村高下」になっている。「高田村」が八代市に編入されるのは昭和29年(1954)のことであるから、この写真はそれ以前に撮影されたものと言える。

またこの写真は多くの人物の記念撮影でもある。池田家の一族のほか、子どもを抱えた乳母または女中のような姿も写る。服装から大正時代から昭和初めに撮影されたものではないかと推定できるが、つまり高額所得者、大地主であった頃の写真である。

ちなみにこの庭園は古写真への記述から「池田庭園」と呼称されていたことも分かる。

その後、池田家は2代目(現所有者の夫の父)が清松に改姓している。改姓したのは2代目を継いだ長男のみであった。その理由は不明である。現在の玄関ポーチの家紋は清松家のものである。

今後は解体・改築も検討している。

### 4.2 建築的特徴

実測配置図を図8に示す。

敷地形状は台形で、母屋は敷地の南西に寄って南向きに建つ。南東側には苑池を設けた「池田庭園」がある。

敷地の北側に河原地蔵堂、東側隣地に民家があり、西及び南側は道路に面している。西及び南側には敷地境界線に沿って、道路との間に水路が流れている。門は西側前面道路の南寄りに開いている。

#### 4.2.1 門塀

境界壁には、玄関前庭を囲む南西面に塀、庭園を囲む南東には下段を石垣とし、その上に塀を立てる。北東から北面にかけてはブロック塀が用いられている。門まわりを除く西面は長屋塀である。

まず玄関前庭部分(図9)は真壁造りの土塀(図10)で、目板瓦を葺いた屋根を乗せる。道路側には腰部分に簷子下見板を張る。南面には外を覗くためと考えられる釣り格子(図11)があり、親二本、子三本の親子格子が用いられている。格子側面には「丸に遠州」の透かし彫り(図12)が施されている。

庭園側は園池から塀にかけて築山があり、下段の石垣は築山を土留めするためだと分かる。石垣上部はかつては真壁造りの土塀であったことが図6から分かるが、現在はモルタルで塗り籠め、柱型もモルタルで表現しており、真壁風の造りになっている(図13)。屋根は玄関前庭部分と同様に目板瓦で葺いている。

これら塀の屋根は昭和48年(1973)に葺き替えを行っているようである。



図5 築山の上から座敷の縁側を見る



図6 園池から築山・土塀を見る



図7 園池の滝石組付近

(以上、清松家所蔵)

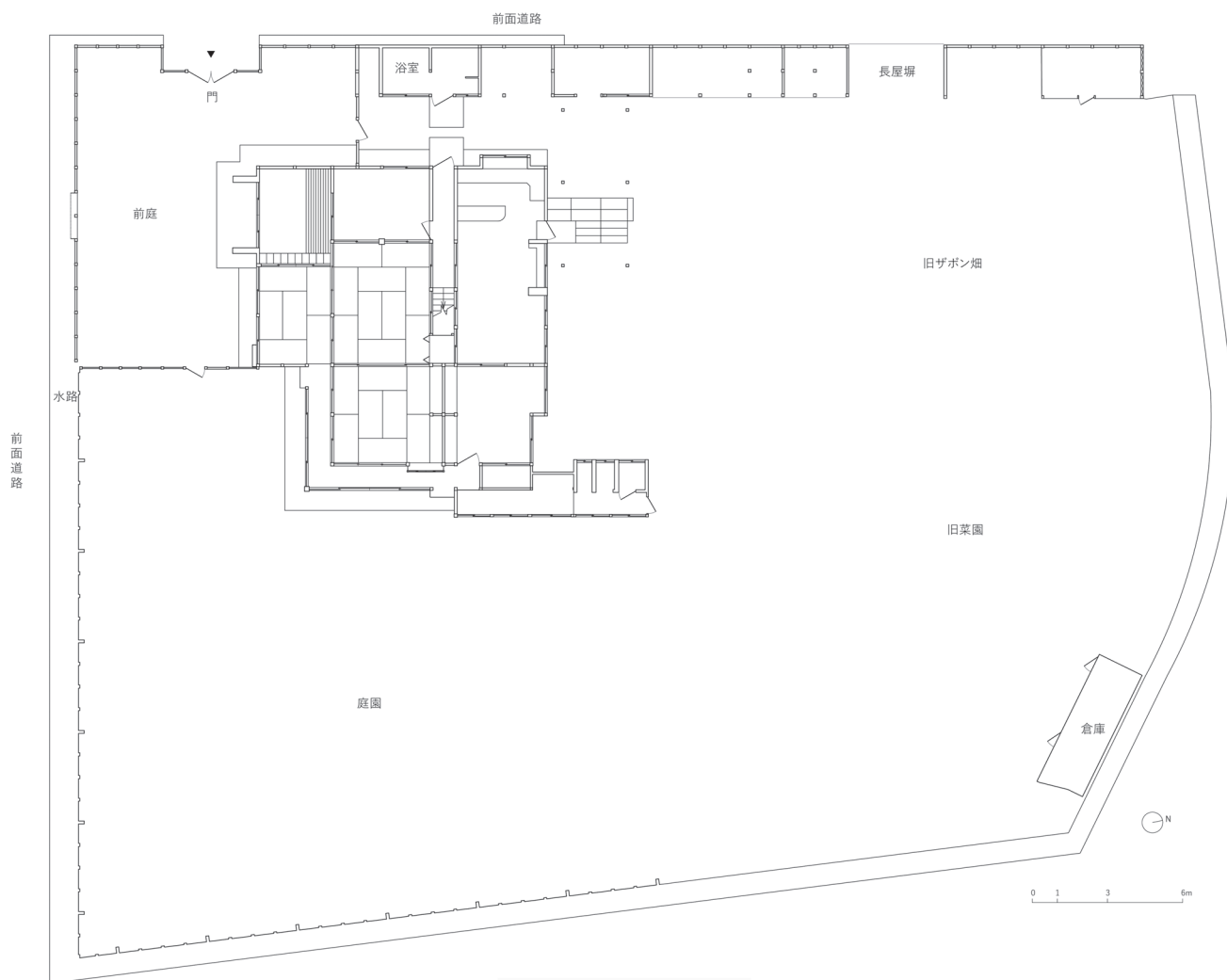


図8 実測配置図

長屋塀（図14）のうち、シャッターの部分は車の進入口で、かつては観音開きの扉があった。それ以外は外部の腰を簷子下見板、上部をモルタルで塗り籠め柱型を表す真壁風とし、内側を真壁とする。屋根は切妻で棧瓦葺きである。全長は約20メートルで、シャッターより北は柱間の数で8間、南は柱間の数で20間である。

長屋塀の機能は、北から倉庫、ゴミ置き場、浴室である。門は腕木門である。腕木は柱にほぞ挿しし、その下の線

形のある持送りが腕木を支える。屋根は棧瓦葺きである。

#### 4.2.2 母屋（図15～17）

母屋は2階建てである。屋根は入母屋造平入りで、棧瓦葺きである。昭和46年（1971）頃に屋根を葺き替えているが、土葺きの工法は継承している。

玄関前庭に面する腰壁はなまこ壁仕上げである（図18）。

間取りは、四間取り民家の変形と考えられる。玄関は、隣接する和室とともに南に突出している。



図9 玄関前庭（ポーチに清松家紋）



図10 門と南西面の塀



図 11 釣り格子



図 18 なまこ壁

図 19 大黒柱



図 12 親子格子と丸に遠州

図 13 庭園側の塀



図 20 仏間の大引天井



図 14 長屋塀



図 21 座敷飾り

図 22 釘隠し



図 15 庭園側から見た母屋



図 23 中廊下の階段

図 24 台所の天井

和室には玄関から踏板で上がる。和室の床高は 486mm 上がる。この和室の天井は改装して板張りとなっているが、一階登り梁が一部分露出している。

玄関奥の納戸の床高は 227mm 上がる。納戸は現在、カーペット敷きで大壁仕上げになっている。

仏間は 10 畳である。220mm×227mm 角の大黒柱 (図 19)

(以上、平成 29 年 12 月 20 日、平成 30 年 7 月 11 日、平成 31 年 1 月 30 日撮影)

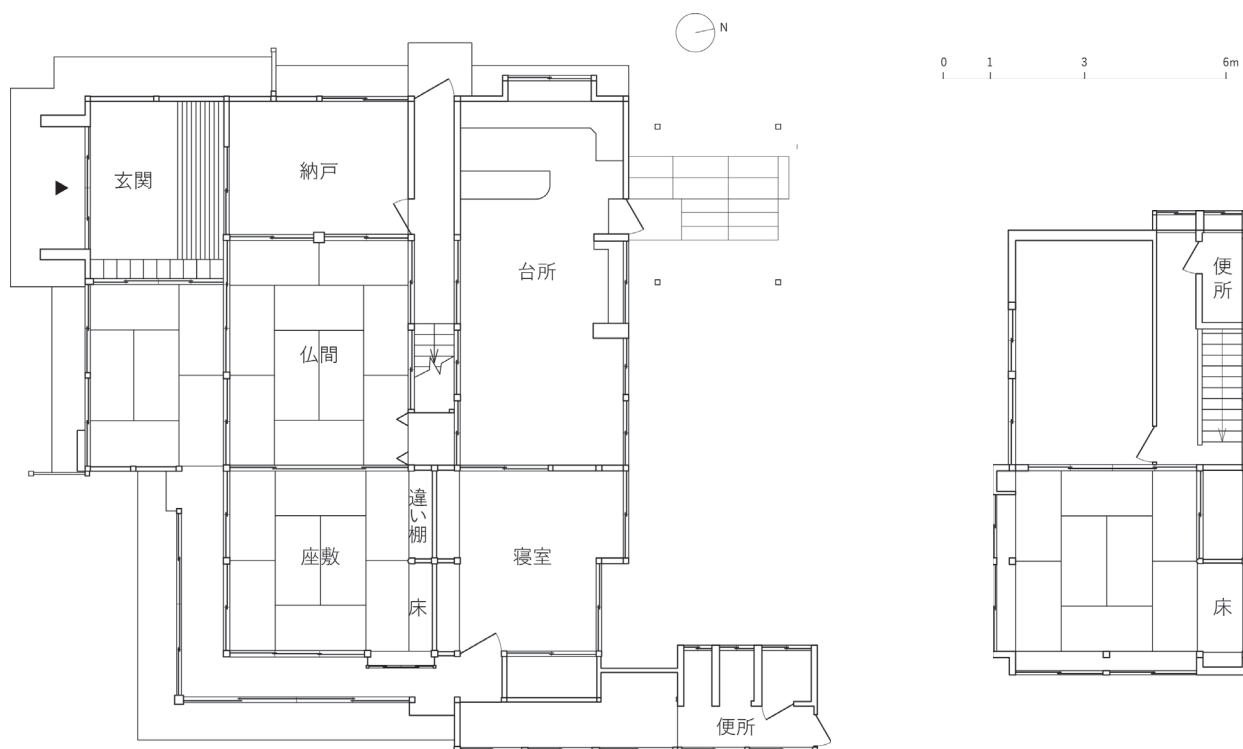


図 16 実測平面図（左：1階平面図、右：2階平面図）

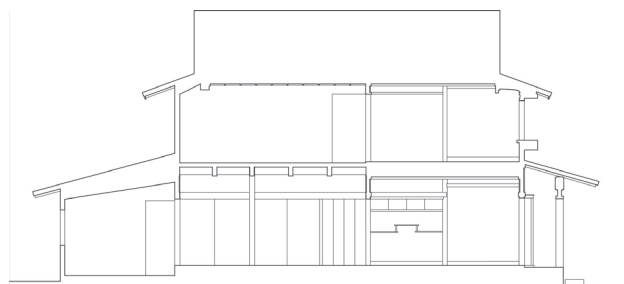


図 17 実測断面図



図 25 2階座敷



図 26 2階天井

が納戸との境に立ち、差鴨居が柱間を繋ぐ。天井は大引天井である（図 20）。仏壇は、仏間の隅に置かれている。

座敷は 8 畳である。座敷飾り（図 21）は、奥行の浅い床、違い棚、書院で構成される。長押を回し、釘隠しは花菱とする（図 22）。天井は棹縁天井である。このように長押、天井を使用することで、仏間との格式の差を示している。

座敷の南、東面に縁側が回る。縁側側にも長押がつく。階段のある中廊下（図 23）より北に、台所と寝室がある。台所の床高は玄関土間より 231mm 高い。床はフローリング、壁は大壁仕上げである。改装された天井から、一階屋根の梁が露出している（図 24）。寝室の床高は台所から 237mm 上がる。

北東方向には増築された便所が突出している。

2 階には、1 階座敷の上に、床の間を持つ和室（図 25）があり、1 階仏間の上に洋室がある。天井は二室に渡って、中央を平天井の棹縁天井とし、周囲の半間分を掛込み天井とする。掛込みは、むくりの形状とする（図 26）。ただし、



図 27 庭園

（以上、平成 30 年 7 月 11 日撮影）

和室と洋室とでは平天井の棹の向きが異なる。

和室の南、東面には出窓がつく。

大黒柱は、2 階においては、洋室の西側外壁の仕上げ材で覆われている。

#### 4.2.3 庭園（図 27）

座敷の南、東面の縁側先に日本庭園がある。東側の縁側

から、飛石で園池に近づく。この園池を中心に、塀に沿って築山が築かれる。塀の向こうには龍峯山の借景を望むことができたが、現在は隣地住宅で遮られている。

築山に滝石組を組んで、水を流す。現在は井戸から水を引いているが、かつては用水路からであった。

石組は岬に見立てたものなど趣向を凝らしている。

## 5. 復原図の作成

ヒアリング調査、実測調査、古写真などから復原図を作成した(図28)。

現状及びヒアリングから四間取りを基本とする民家であったことが想定できる。

そこでまず玄関から台所までを「どま」とする。そうした場合、南に突出する和室は角屋であったと分かる。この角屋については後に詳述する。

ヒアリングから、「どま」への入口は本来、門側にあつて、玄関戸はかつて2枚の片引き戸であったということである。古写真から推測すると、現在の入口側にも大戸の片引き戸があったと考えられる。

「どま」のオウエに沿って踏板が続き、壁に沿って棚が続く。棚の突き当りには流し台があつた。所有者が入居した頃には既に竈はなく、その位置は不明である。

「どま」の勝手口から外に出ると、半間四方の井戸があつたとされる。

「どま」、「だいどころ」、「へや」の北側は、本来の軒下空間を使い、半間分を増築して屋内化している。

「だいどころ」は、「どま」から一間の位置に差鴨居が残存する(図29)。ヒアリングから、この差鴨居の筋から「どま」側は板間、残りは畳敷きであったことが分かる。

板間の部分と「どま」との境には鴨居の痕跡も無く、また、階段廊下の「どま」との境に無目鴨居(図30)があることから、ここには間仕切りがなかったと考えられる。

「だいどころ」の畳敷きには囲炉裏があり、その軒下には濡れ縁があつたようである。

階段は現在より急勾配であつたようだ。「だいどころ」と階段廊下との境にある差鴨居は、当初のものと考えられる。

所有者が入居した頃には、便所が現状とは異なり、図28の破線のようにあつた。しかし図5から分かるように、さらに遡って大正時代～昭和初めの頃には、その便所さえもなかった。そのため復原図では破線で示すこととする。

また図5から、角屋横に突出するなまこ壁の一間四方位程度のスペースがあることが認められる。所有者の入居時点ではすでにこのスペースは無く、その用途は不明である。図5から読み取れる範囲で図面に復原することとした。

2階の洋室は納戸であつたとされ、その用途からおそらく板敷きであつたと考えられる。

2階の便所、出窓は昭和46年(1971)頃に改修されている。そのことから出窓の横の突出部は、本来雨戸の戸袋で

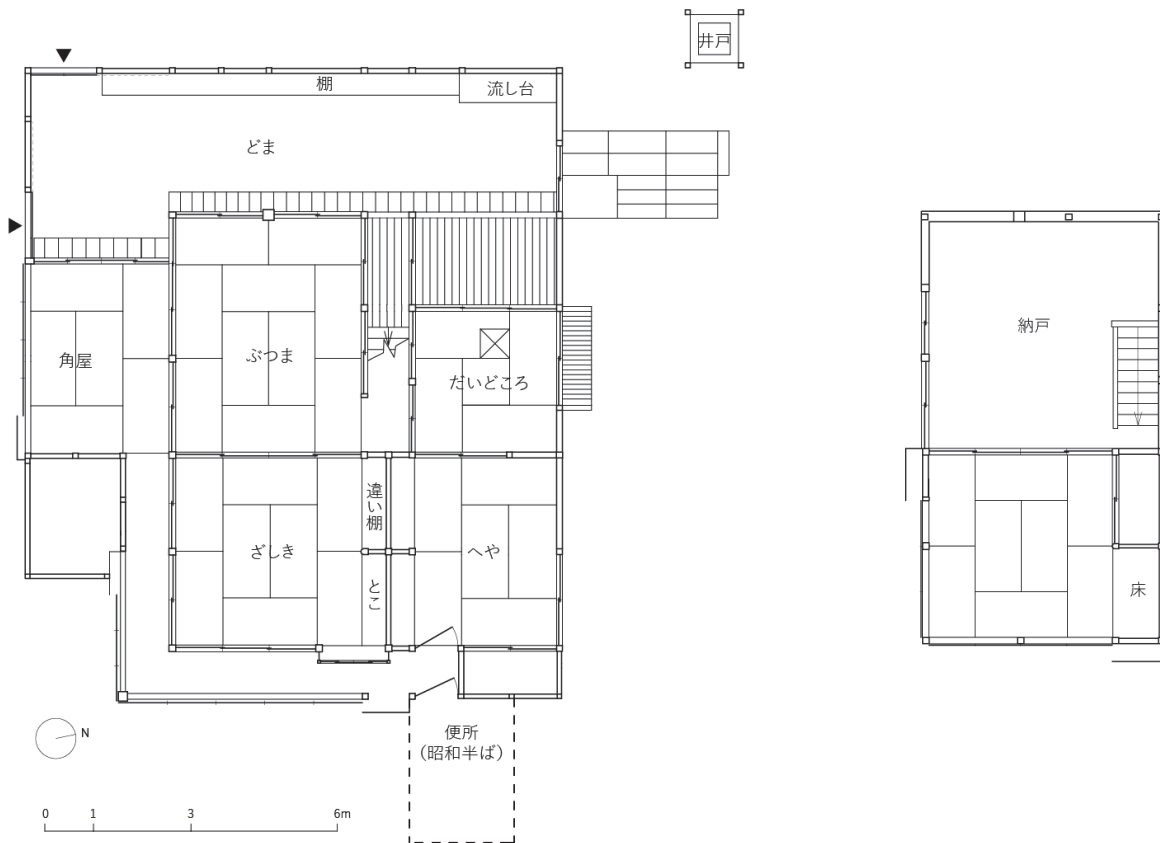


図28 復原平面図(左:1階平面図、右:2階平面図)

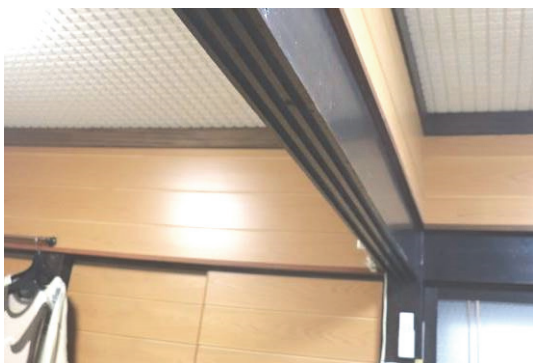


図 29 「だいどころ」と板間の境の差鴨居



図 30 階段と「どま」の境の無目鴨居（奥）  
階段と板間の境の差鴨居（手前）  
（以上、平成 31 年 1 月 30 日撮影）

あったと考えられる。

あわせて、母屋以外についても記す。まず門はヒアリングから、かつての入口にあわせて現状より北側に寄っていたようである。

母屋北側には、長屋塀に沿って下男に住居があった。北の庭には、下男に住居側にザボン畑があり、残りは菜園とされていた。

## 6. モジュールの検討

実測結果に基づき、復原図を対象に一部屋単位でモジュールの検討を行う（表 3）。

算出方法は、メートル法で実測した各室の内法および芯々の寸法を、1 尺を 303mm として尺に換算し、さらは一間あたりの尺数を求める。これらの値のうち、内法寸法が 6.3 尺に近い場合は京間・畳割り、芯々寸法が 6.3 尺に近い場合は京間・柱割りと判断する。

角屋では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.58 尺（1995mm）、内法 6.27 尺（1900mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.53 尺（1977mm）、内法 6.31 尺（1913mm）である。

「ぶつま」では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.53 尺（1980mm）、内法 6.31 尺（1912mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.51 尺（1971mm）、内法 6.33 尺（1919mm）である。

表 3 清松家住宅の諸室のモジュール検討

		梁間（尺）		桁行（尺）		判定
		芯々	内法	芯々	内法	
一階	角屋	6.58	6.27	6.53	6.31	京間・畳割
	ぶつま	6.53	6.31	6.51	6.33	京間・畳割
	ざしき	6.53	6.31	6.55	6.33	京間・畳割
	だいどころ	6.64	6.37	6.63	6.34	京間・畳割
	へや	6.64	6.37	6.58	6.38	京間・畳割
二階	2階ざしき	6.54	6.32	6.54	6.32	京間・畳割
	なんど	6.58	6.37	6.60	6.43	京間・畳割

「ざしき」では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.53 尺（1980mm）、内法 6.31 尺（1912mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.55 尺（1985mm）、内法 6.33 尺（1917mm）である。

「だいどころ」は、畳敷きの部屋のみを対象とする。梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.64 尺（2013mm）、内法 6.37 尺（1931mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.63 尺（2010mm）、内法 6.34 尺（1922mm）である。

「へや」では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.64 尺（2013mm）、内法 6.37 尺（1931mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.58 尺（1993mm）、内法 6.38 尺（1933mm）である。

「2階ざしき」では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.54 尺（1983mm）、内法 6.32 尺（1915mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.54 尺（1981mm）、内法 6.32 尺（1915mm）である。

「なんど」では、梁間方向の寸法を畳枚数で割ると、一間が芯々 6.58 尺（1993mm）、内法 6.37 尺（1931mm）である。桁行方向も同様に一間が芯々 6.60 尺（2001mm）、内法 6.43 尺（1947mm）である。

一階諸室及び二階諸室に対してモジュール検討を行った結果、梁間方向、桁行方向ともに内法 6.3 尺を基準とする京間・畳割りと判定することができた。

## 7. 近世・近代民家との比較

### 7.1 角屋型民家との比較

熊本県の民家には、直屋、鉤屋、二棟造、くど造り（両鉤造）がある。特に、二棟造や八代平野のくど造りに着目されて研究されることが多い<sup>(11)</sup>。文献（18）では、これら二つの形式にとどまらず、熊本県の概況をより広く把握することを目的に調査を行っている。その中の一軒である太田黒敏朗家（図 31）を角屋を形成する事例として紹介している。

この角屋に関しては、佐賀県の民家に関する調査論文がある<sup>(13)、(16)、(19)</sup>。文献（19）では、規模を拡大する方法として平入系民家の場合、下屋部分まで増築する方法と正面に角屋を突出させる方法の 2 種類が挙げられている。佐



賀県では納戸を広げるため、角屋を前面または背面に突出させる方法がとられた。最初は座敷前面に角屋を突出させることで外観上も立派に見せ、格式を表現していたが、のちにその意識が薄れていったと考察している。

あわせて土間も角屋とともに拡張される。これが後に曲屋やくど造りに発展していったと考察している。

幕末から明治にかけては、角屋を複数突出させる複雑な形になっていったようである。また、幕末には角屋型に厨子二階が発生するようになる。

清松家住宅では、平入系の四間取り形式に角屋を突出させている。あわせて土間も角屋まで拡張している(図32)。これは佐賀県にみられる近世民家の特徴に合致する。

また幕末の角屋型・厨子二階は、近代になって本二階に発展していったであろうが、清松家住宅はその事例として挙げることができる。

熊本県にも角屋の事例が見られることから、清松家住宅はこの系列に分類されると言えよう。

## 7.2 中廊下型民家との比較

文献(20)では、鳥取県の近代和風民家について報告しており、その中で、大正頃から伝統的民家の間取りに廊下を通す中廊下型が見られるようになったと述べている。

一方、文献(21)及び(22)では、旧来型の民家が昭和40~50年代頃の中廊下型へと著しく変化している、と述べている。これによれば、既存農家住宅のうち、中廊下型の

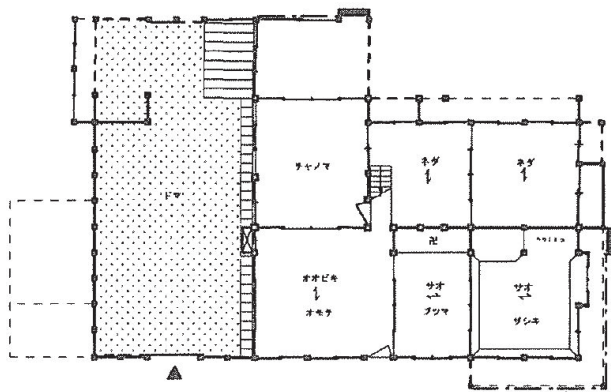


図31 太田黒敏朗家住宅(出典:文献(18))



図32 清松家住宅の角屋の外観  
(平成30年7月11日撮影)

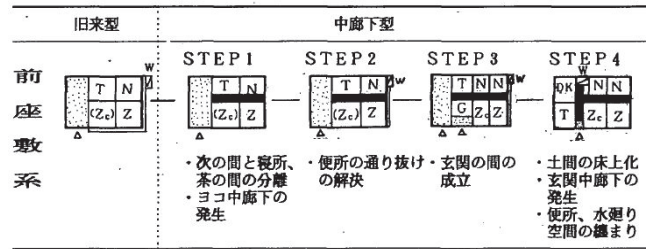


図33 中廊下型農家住宅の成立過程(九州の場合)  
(出典:文献(22))

占める割合は、全国では80%、九州では90%に達する。

例えば、座敷や仏間などが正面側に並ぶ前座敷系の住宅では、奥の家族用のエリアと座敷を区分するため、その境界に中廊下が設けられるようになる。旧来型の間取りをそのまま中廊下型に継承しつつ、接客エリアと家族エリアを区分している(図33)。

清松家住宅では、昭和46年(1971)頃と、それに先立つ昭和半ばに改修が行われている。まず「どま」のうち、玄関土間の部分を除いて低い床が張られ、台所が居間空間を含む形で独立する。これによって階段前のスペースが浴室へ向かうドアまで続く独立した廊下に変化する。

階段前のスペースと「だいどころ」の間には差鴨居があることから、当初から建具で仕切られていたようではある。ただし「どま」との境界には無目鴨居が残存していることから、ここには建具はなかったと考えられる。

つまりこの改修によって、他から独立した中廊下が発生したと言える。その結果、旧来型の間取りを継承しつつ、この独立した中廊下と既存の座敷飾りが、接客エリアの座敷と家族エリアを完全に区分することになった。改修時期も、中廊下型住宅の全国的な発生時期に合致している。

## 8. 結論

八代地域の近代和風民家の一覧を作成し、事例調査として清松家住宅の現状図面と復原図面を作成した。その結果以下のことが明らかになった。

- ・八代地域の近代和風民家を48件(近年解体済みを含む)、抽出した。
- ・清松家住宅は明治11年(1878)に建設された。
- ・大地主に相応しく広大な敷地に釣り格子のある土塀を巡らせ、一部を長大な長屋塀とする。また、池田庭園と呼ばれる庭園もあった。
- ・約6.3尺を基準とする京間・畳割りの伝統的なモジュールに則っていることが分かった。
- ・旧来型の四間取り形式に角屋を突出させる間取りが特徴的である。角屋形式は、佐賀県にみられる形式で熊本県でも事例が確認されており、この系列に分類できる。
- ・旧来型の間取りを継承しながら、中廊下を挿入する典型的な昭和40~50年代頃の改修が行われている。

謝辞

実測調査、ヒアリング調査にあたり、清松家住宅の所有者である清松さんに多大なるご協力を頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。

(令和元年9月25日受付)

(令和元年12月5日受理)

(2017).

- (21) 大岡敏明：「中廊下型農家住宅の成立とその要因に関する実証的研究(1)」，住宅総合研究財団研究年報，No.18，pp.85-100（1991）.
- (22) 大岡敏明，青木正夫：「中廊下型の成立過程と座敷構成の継承—九州中部と東北中部地域における前座敷系と鍵座敷系住宅の場合—中廊下型農家住宅の成立とその要因に関する実証的研究（その1）～」，日本建築学会計画系論文報告集，第413号，pp.119-128（1990.7）.

参考文献

- (1) 佐賀県教育委員会編：佐賀県の近代和風建築—佐賀県近代和風建築総合調査報告書—，p.1，佐賀県教育委員会（1996）.
- (2) 鹿児島県教育委員会文化財課編：鹿児島県の近代和風建築—鹿児島県近代和風建築総合調査報告書—，p.2，鹿児島県教育委員会文化財課（2017）.
- (3) 福岡県教育委員会編：福岡県の近代和風建築—福岡県近代和風建築総合調査報告書—，pp.2-3，福岡県教育委員会（2018）.
- (4) 熊本県教育委員会，宮崎県教育委員会，鹿児島県教育委員会，沖縄県教育委員会編：日本の民家調査報告書集成 第16巻 九州地方の民家2 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄，pp.3-5，pp.8-9，p.17，p.20，東洋書林（1999）.
- (5) 内田青蔵：「建築図面からみたわが国近代和風住宅の設計手法について」，非文字資料研究，No.24，pp.10-13（2010.7）.
- (6) 原田聡明：「熊本県八代地方の民家について—八代市竜峰地区の「くど造り」—」，日本建築学会中国・九州支部研究報告，第8号，pp.325-328（1990）.
- (7) 原田聡明：「八代平野の「くど造り」について—熊本県の民家に関する研究—」，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp.937-938（1991）.
- (8) 原田聡明：「熊本県八代地方の民家について—八代郡坂本村の「直屋」—」，日本建築学会九州支部研究報告，第32号，pp.373-376（1991）.
- (9) 橋本真吾，磯田節子，原田聡明：「八代市坂本町の久保田家住宅について—熊本県の民家に関する調査報告—」，日本建築学会九州支部研究報告，第48号，pp.757-760（2009）.
- (10) 岩崎貴弘，森山学：「氷川町の熊本地震による被災民家に関する研究」，熊本高等専門学校研究紀要，第9号，pp.33-39（2018）.
- (11) 北野隆編：熊本県の民家資料集，pp.1-2，pp.7-8，pp.55-76，北野隆（2006）.
- (12) 日本建築学会編：総覧日本の建築，第9巻，p.247，新建築社（1988）.
- (13) 太田静六編：九州のかたち民家，pp.96-101，pp.133-154，西日本新聞（1977）.
- (14) 「まちあるき八代たてものマップ」プロジェクトチーム編：まちあるき八代たてものマップ，p.58，p.76，八代市市民協働部文化まちづくり課（2012）.
- (15) 森山学，磯田節子他：やつしろ建築MAP，p.14，pp.20-21，（社）熊本県建築士会（2006）.
- (16) 杉本尚次：九州地方の民家，pp.76-81，pp.136-144，p.154，明玄書房（1977）.
- (17) 松本雅明監：肥後讀史總覽，p.2113，鶴屋百貨店（1983）.
- (18) 伊東龍一，小野将史：「熊本県の豊後街道沿いにおける民家の調査・研究」，住宅総合研究財団研究論文集，No.32，pp.81-92（2005）.
- (19) 青山賢信：「佐賀県民家の変遷」，日本建築学会論文報告集，第91号，pp.34-40（1963）.
- (20) 西田紀子：「近世民家から近代民家へ—鳥取県近代和風建築調査から—」，奈良文化財研究所紀要，pp.54-55